

アルコール検知器導入助成金額及び導入台数（第3条関係）

令和5年4月1日現在

優先順位		沖ト協 会員事業者		沖ト協 非会員事業者	
①	導入台数上限	事業用車両数(自走車)の2分の1 (但し10機器分を上限とする。)		事業用車両数(自走車)の10分の1 (但し2機器分を上限とする。)	
②	1機器あたりの助成金額	携帯型	5,000円 (5,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)	携帯型	1,000円 (1,000円を下回る場合は、 実費相当額とする。)
		据置・ 記録型	税抜導入価格の2分の1	据置・ 記録型	税抜導入価格の10分の1
③	助成金額上限	①の導入台数上限×5,000円 (最大50,000円迄)		携帯型	①の導入台数上限×1,000円
				据置・ 記録型	①の導入台数上限×2,000円 (最大4,000円迄)

※①の車両数は、端数切り上げとする。